

寄せ場学会通信

1990年7月

連絡先
167 東京都杉並区普福寺2-6-1
東京女子大学松沢研究室気付
電話 03-395-1211

日本寄せ場学会

学会総会'90

鐘時金 (時)
X 方 X 日
土 方 日
X X X
ヒジカクテツ
(作家)
雇全協
差別と日本社会
寄せ場からの視点

第1日
5/19 (SAT)
記念講演と
ディスカッション
(13:00~17:00/昼食券を付)

第2日
5/20 (SUN)
研究発表
関西における
対外侵略
(9:00~12:00)

大阪大学人間科学部
・新大阪→千里中央→近鉄バスまたは
タクシーで阪大本部前
・阪急山田駅または北千里駅から歩30分
・阪急茨木駅またはJR北千里駅から
近鉄バスで阪大本部前

会費 2日間共通1000円
2日目のみ 500円
会員 / 無料

日本寄せ場学会事務局 東京女子大
03-395-1211 松沢研究室
西日本事務局 和歌山
06-576-0827 和歌山

※家用車での来場はご遠慮下さい

沖縄出身出稼ぎ労働者の世界ー富山一郎
と寄せ場・日雇労働者ー松沢哲成

日本寄せ場学会 九〇年度総会、開催さる

去る五月十九、二十日の両日、大阪府吹田市の大阪大学人間科学部において、一九九〇年度日本寄せ場学会総会が開催されました。北は北海道から西は広島、愛媛まで多くの会員の積極的な参加によるものと思われまます。ありがとうございました。

総会初日は、約三十名の参加者を乗せていた「勝利号」(釜ヶ崎日雇労働組合のバス)が交通渋滞にまきこまれ、開会の時間が大幅に遅れるというアクシデントがありました。池田浩十運営委員長の開会あいさつの後、恒例の記念講演に代わる記念シンポジウムが行なわれました。

最初にマイクに立った詩人の金時鐘(キム・シジョン)さんは「垢染ませるもの」と題して、被差別者の主体に関する問題を提起、続いて作家の土方鉄(ひじかた・てつ)さんが「部落と仕事」と題して、近現代における被差別部落住民の就労状況とその内面性について話されました。さらに釜日労働委員長の山田実さんは、とくに題を設けず、大阪・釜ヶ崎を中心とした日雇労働者の就労状況と寄せ場差別についての状況報告をされました。

これを受けた討論では、随所に今後の論点となるようなテーマが浮上りました。しかし当日は短い時間と多数の参加者という状況で十分な論議になり切れず、また差別と言語表現をめぐる古典的なテーマも登場し、将来への果実を胎せさせつつも、いくつか課題を残すものとなりました。

第二日めは、神戸外大の富山一郎さんによる「関西における沖縄出身者の世界」、東京女子大の松沢哲成さんによる「対外侵略と寄せ場・日雇労働者」の、日本の研究発表が行なわれました。

ところで、記念シンポの設置、研究発表とその進行の問題などについて、総会開催を担当した西日本支部では、六月十七日の支部例会で反省会を持ちました。そこで総会当日の発言・発表に、反省会での提起や討論を加えて、近く「寄せ場学会通信号外・総会時集号」を発行する予定です。お楽しみに。

いま北海道で思うこと

宮本 義憲 (富良野市在住・東大農学部演習林)

北海道からの報告ということならば、「アイヌ民族」のこと、「囚人労働者」、「タコ」労働者「強制連行され強制労働に従事させられた朝鮮人、中国人労働者」のこと、また「農業労働者・小作農民」「漁業労働者」「炭鉱労働者」など次々に重要な課題が浮かんでくるが、これらに内容的に踏み込むことは、正直に言って筆者には難しい。

ここでは、これらに関連した周辺部分で、自分の感じたところを少し述べてみようと思う。なお、かつて東大闘争で闘いのイロハを教えてくれ、一緒にスクラムを組んだこともあるN君が、彼のもと属していた党派によって拉致され、直後に惨殺体で発見されるというショックな出来事が昨年あった。

彼の死後刊行された彼の獄中書簡集である「仁王のように立ちて」(一九九〇、社会評論社)からは、またもや、随分と啓発されたことを、断っておきたい。

朝鮮人労働者、中国人労働者との連帯について

戦前、戦中期に強制労働に従事させられた「タコ労働者、朝鮮人労働者、中国人労働者」について、現在「民衆史」発掘運動のような形で、全道各地で郷土史家や市民運動家、労組活動家などによって、かつての日本の政府・企業家・軍がおこなった残虐

行為が掘りおこなわれている。

そこでは、実際に山中や線路脇に放置された人たちの遺骨が発掘され、手厚く供養されたり、慰霊碑が建立されたり、慰霊祭(たとえば、この六月二十四日には北海道仁木町において強制労働で死亡した中国人を慰霊する第二十五回中国人殉難者全道慰霊祭が日中不戦友好碑前で挙行)がおこなわれたり、祖国の遺族へのお詫び行脚がなされるなど、虐殺された人たちへの慰霊・お詫びという形では民衆レベルでの具体的な行動がおこなわれている。

また、最近では強制連行者の名簿が各地で発見されているとの報道があるが、彼らの犠牲の上に戦中戦後の利益をむさぼってきた政府・企業に補償などの責任をとらせるためにも必要なことである。

いまひとつ異なる観点からの問題がある。一九四五・八・一五は中国人労働者、朝鮮人労働者にとっては、解放の日であった。当時北海道では、炭鉱だけでも約三万七千人の朝鮮人労働者と約三千人の中国人労働者がいたことが記録されている。その他、飛行場建設、基地、鉄道、港湾、トンネル、ダム工事など数万人の朝鮮人労働者がいたはずである。

よく知られているように、八・一五を契機に朝鮮人労働者、中国人労働者は、次々と暴力支配による強制労働に抗議し、待遇改善や資金の支払い、けがの治療、食料の配給、祖国への帰還などを要求して地域へのデモンストレーションを含め公然と決起していった。各県新聞の交流もあつたと言つて全道に

広がっていく。

このとき、日本人労働者にはなにをしていたのかという怒りを込めた疑問を「私の民衆史」(杉山四郎一九七九、みやま書房)という本に書いている人がいる。言い替えれば、なぜ連帯して決起出来なかつたのか、という問題である。

この問題はきわめて現代的でもあると思う。日本人労働者の組織化、決起は約二ヵ月遅れ十月以降に

これに関連して、例えば、後年になって相次いで刊行された道内のいくつかの「炭鉱労働組合史」には、この八・一五から始まる中国人労働者、朝鮮人労働者の決起のうち、戦時下に残虐な行為を行った者への抗議行動を誇大に描き、これをもってこの決起を「暴動」としているものがある。

昨年(一九八九)刊行された「全道労協史」(全道労協は本州の県評に相当)には、これらの闘いに一定の「理解」を示しながらも、それら「炭鉱史」による「暴動」視の内容を引用・紹介している。おなじく一九八九年、北海道(横路の道庁)が編纂した「新北海道史 年表」にも「暴動」「暴行事件」「騒乱」などの記載がある。また、年輩の労組員でこれらの朝鮮人労働者、中国人労働者の闘いを「暴動」視し、冷淡である人にも出会うことがある。

しかし、少数だがはつきりと「暴動でなく自由運動と言ふべきです」と評価している人もいる。(先ほどの「私の民衆史」によれば、敗戦直後に日本人炭鉱労組を最初に創設した人たさうである。)

さらに、これに先立つ一九四〇年以降は、日本の労働史によれば概ね労働組合は壊滅したとされている。しかし、戦時下の炭鉱においても闘いはあつた。当時の炭鉱での坑内重労働は朝鮮人労働者、中国人労働者が担わされ、日本人労働者には坑外の軽労働、技能労働があてがわれていたという。全炭鉱労

働者に占める朝鮮人労働者、中国人労働者の割合は、
戦時中には、過半数を占めている。

戦時下の「ソートライキ」を含む労働運動が、朝鮮人労働者、中国人労働者によって闘われた。一九四二、四三の二年間だけでも全道三二六件約七千名の法起があり、多大の犠牲者を出しながら、いくつもの闘いで強制的に三三米を確保している。

「全道労働史」は、「戦時が圧制の足かせを取り払い」「一握を切った激流のような勢いで一斉に盛り上げた」として、「注目」すべきこととして中国生産完員の存在と、白人捕虜による指導を挙げているが、戦時下の朝鮮人労働者、中国人労働者による粘り強い組織づくりと生死をかけた主闘の重荷には触れておらず、これらから学び継承しようとする姿勢には感じられない。

また、戦後もこれらの朝鮮人労働者、中国人労働者の闘いが、遅れて立ち上がった日本人労働者の闘いと結びつく連続的な闘いもあったのだが、これを恐れた米軍の介入・強圧、早期掃蕩策などもあって日本人労働者は結局、朝鮮人労働者、中国人労働者との国際連帯の発好の機会を逃がすという言い経路をすすめるのである。

しかし、米軍のせいにはばかりして、深刻な総括を怠っているようにも思える。日本人労働運動の問題点もあつたろうし、一暴動一視の「炭労史」からも読み取れる。一九八九年時点での「全道労働史」の総括にもこのことは欠けているように、問題は根深いと思つた。

三宙の闘いではなく「ビッグバン」という大爆発だそう、最初の数秒間で、その後百億年かの三宙の原型ができていきなり現在に至ると、何かで読んだことがある。

戦後労働運動も最初の二ヶ月間の「ビッグバン」にその後を規定されたように思つた。

「アイヌ問題」ということについて

「実話」 「アイヌ問題」という言い方自体に問題があり、またアイヌ民族の文化や運動に直接関わりとうとする前に、「和人問題」として考えるべきことが山ほどあると思つた。

いくつか目的の当たりにした例を示す。
（この数年の間にアイヌ文化についてのシンポジウム・研修会を何回か聞きに行ったことがあるが、そういう場での和人の講師の講義の内容と和人の傍聴者の質問といえは、まず例外なく自分のこれまで集めた「知識」を開陳することか、「知識」をさらに広めることに限られている。

これに対しアイヌの講師または傍聴者からの発言には、アイヌ民族文化の偉大さとともに、必ず「和人はこれまでアイヌ民族にたいして何をしていたかぞ、自問せよ」という突きつけが含まれていることを知った。

ある交渉の場で、一人の女性が「私たち（アイヌ民族）は長い歴史の中でふみにじられてきた。全財産を取り上げておいて、逆に福祉対策だなんて、あなた（道庁の役人）はいびっていているけれど、それは一体どういうことか、ひとりひとりよく考えてください」と発言されたことがあった。まるで自分に向かって言われているように胸に刺さってきた。

また、先年あるシンポジウムで、和人の青年がこんなことをいった。「アイヌ民族有志が道庁当局に出した抗議文には、アイヌ民族の歴史を正真正正に評価し認識し正しく日本の歴史に登場させるべき」と言っていたが、これは疑問だ」と。

この言は、アイヌ民族も日本人の歴史（？）の歴史に書き加れたと歴史に言いたいと言っている

様によんだらしい。

アイヌ民族を指導してやるといわんばかりの姿勢からなされたこの発言には、主催者であるアイヌ民族の人たちは、怒りをこらえながらも、丁寧に応対していた。

あとで聞いたところによると、この青年は先統的な左派（右ではない）の活動家らしかった。考えるに、この青年自身はどうやら皇国史観に毒されており、さらに、この青年はアイヌ民族もまた皇国史観を持っていると誤解しており、全く独善的な一人相様をとっていたのだと思つた。

またもやアイヌ民族に対して多大な迷惑をかけたのだが、和人の側は何の対応もできず恥ずかしかった。

常々アイヌ民族人たちの主張しているところは、この青年の思い込みとは全く逆である。

自分なりに要約すれば、「アイヌ民族は、和人の度重なる抑圧にも決して屈せず、自分たちの誇るべき歴史、文化を、闘いながら守り抜いてきた。一部の和人が、アイヌ民族は滅んだ、などというのは、認識不足もはなはだしい。和人の歴史とは、アイヌ民族の土地や労働力や文化を奪ってきた歴史であり、アイヌ民族を無視して、開基、開拓何十年記念祭などと和人たちが自画自賛していることを糾弾する」という内容になるとおもつた。

先の抗議文は、表現こそ穏やかだが、アイヌ民族から和人の役所へ向けて提起された、よく噛みしめなければならない糾弾なのである。

アイヌ民族の文化、解放運動は確かに輝いており、魅力あると思つた。

しかし、何の反省もなく近づき、たまたま個人的な面談が得られると、和人としての歴史的「原罪」などをそっちのけで、研究や調査は結局アイヌのためになるとか、自分は協力してやっていると、自分

北海道の季節労働者問題

は信頼されているなどと勝手に思い上がり、こゝろをいぞ見計らっていたかのごとく突如、知り得た個人情報をおぼろげにアイヌ民族にたいして自分は何者かであるといわんがごとくふるまったり、アイヌ民族から詐取した文化や財産や権利を自分の儲け仕事、業績に利用せんとしたりする。

そういうことは当然のことく、その差別性を糾弾される。今度は、恩を仇で返されたように主張し開き直る。そういう和人の研究者、マスコミ人をこれぞ何人も見てきた。

現在進行中のことであるが、大正五年に道庁警察部が作成した「旧土人衛生保健調査復命書」なるものぞ、最近になって「アイヌ史資料集」などと銘うって、復刻出版した和人の学者と出版者がいる。

その内容は、ある地域についでのもので、個人名とごまに偏見と誤りに満ちた「偏名」を記載するといふひどいもので、現在も健在な本人や子孫も知られるそうである。

本人や遺族が、許せないと怒っているのに、この学者と出版者は、「刊行要旨」からすれば、人権侵害の恐れはない」などと、開き直り、話し合いの議論や回収の議論には、いさなり「今後一切、応答する意思がなく、また、その必要も認めない、などと恥しげな「回答」をこしている。

差別・抑圧を決して過三つだけのことではなく、「學術」の衣を着せられたりして、差別はいまも、白黒横行しているのである。

千何百年の間、和人の根性は少しも変わっていないのかと思つた。

隣人であるアイヌ民族の尊敬を侮したり、みずから隣人としての分をわきまをえられぬ、さらには、いさなる場所の自責をみぬ自分たち和人にこそ問題は山積している。

北海道の季節労働者は、出稼ぎ労働者と混同され易く、労働問題専門家でも出稼ぎ労働者そのものとして認識していたという話もある程である。農民が冬期間だけ、出稼ぎにいくという常識とは異なり、また統計上の「季節労働」は、酒の仕込、ニシンの漁獲など作業自体が四月以下のものにかぎられているが、それでもない。

身近な例をいえば、季節労働者になりたい市街地に住居をかまへ、仮に農村地帯に住んでいても既に家族ともども農業自営からは離れており、毎年四月、五月ごろから十一月、十二月まで、例年同じ職種に就労し、年間の残りは失業するか、または道内道外に出稼ぎ(通常の意味での出稼ぎ)にいくという「プロ」の職業労働者である。

いわゆる本工一正職層ではなく、雇用形態は臨時工的ではあるが、資格技能をもったベテランの人も多い。東京入営農学部付属演習林というものがある。これは林業に関する教育施設であり、別荘地利権に群がる林野庁の官僚や、熱帯林破壊に精を出す商社マンにならんとする学生もここで演習をする。

本州に大小六ヶ所、北海道にも一ヶ所あり、自分はその職員である。戦前には、樺太、朝鮮、台湾にも演習林があり、せつせつと侵略の尖兵の役割をはたしていた。なお北海道には現在、北六、九六、京大の演習林がある。京大の演習林の一部は、旧陸軍が重馬補充部(牧場)にするため、アイヌ給与地を奪ったものを、戦後のどろどろで三つにわかれたものである。

五十歳、百歳のことが、京大北海道演習林は、一八九九年すなわち、あの豊高き、土地法、収容法の性格を持つ「北海道旧土人保護法」制定の年、

その背後で、道庁からの移管という手続をへて、囲い込んだ森林で、文部省管轄である。

この演習林では、木材を払い下げ収入が一九八九年度で、約三億円あり、一昔前の国有林のように地元住民の悪評を買ったほどに業者にタカついていた様な職員が、幅をきかせている。(ちなみに各地で西武・国十開発がスキー場を作ったりしているのは、農水省・林野庁・営林局・営林署の管轄の普通という国有林である)

この演習林の面積は二万三千ヘクタールで、「山の三線」が四個人る位大きい。

ここには、一九九〇年現在、百五名の職員がいるが、うち六十三名が、国家公務員総定員法にいういわゆる定員内(正職員)で教官(教授とか)、技官事務官など、残り四十二名の定員外(臨時職員)のうち、パート(「臨時」とは呼ばない)が九名、十二月雇用用の「臨時」が九名、十月雇用用の「臨時」十名、九月雇用用の「臨時」十四名がいる。

正職層の仕事は、おもに森林の植伐計画を立てることで、その考え方は、ゴリゴリの「権性思想」にもとづいている。

「臨時」の人たちの仕事は、山で木を伐る、植える、手入れの草刈や、間伐、苗木を育てる、という現場の仕事である。若干名の事務・用務のひとといえる。

この「臨時」の人たちが、だいたい季節労働者として考へてよい。十二月雇用用の季節労働者とは、矛盾した表現だが、十年ほど前に演習林職組として團結して、大卒当局と必死の闘いをして「雇用延長」としてかちとったものである。(その闘いの過程で現地正職層を中心とする第一組合と東職が「自然的条件に制約されているから無様な要求だ」とか「彼らは職場をつぶすつもりだ」などと差別的、右翼的な敵対をしたことは略記しなければならぬ)

この闘いに部分的に勝利するまでは、十年の二十

年も勤めても六、八ヵ月雇用であったり、一部の職域では、演習林直営である事業に、なんとピンハネ業者が介在していた。

現在九ヵ月、十ヵ月臨時職の人たちは、通年雇用、雇用延長を要求しているが、当局はなかなか認めない。逆に、下請け化でこの臨時「体制」を廃絶しようとしている。

毎年冬に二、三ヵ月間解雇される「臨時」の人たちの心配（こ）は、「なんといいても、来年度もまた雇ってもらえるかということだ」と聞いたことがある。東大の場合は定年まで毎年雇用することが、一応慣行にはなっているが、毎年四月一日付けで各人ごと雇用条件つきの辞令が交付されている。もちろん正職との労働条件の差別は大きい。

演習林を含む地域でみると、富良野職安による「季節労働者数」「出稼ぎ者数」では、

(単位：人)	一九八三年	一九八六年
一 就労者	一四、六八〇	一四、三一一
二 季節労働者数	一、八七八	一、七三九
九 出稼ぎ者数	三九〇	二五七

この出稼ぎ者数には、農家からの出稼ぎ者と季節労働者からの出稼ぎ者が含まれているが、就労者総数のうち、一二％～一三％が季節労働者であるというのは、他の都府県とは随分異なるようにおもふ。なお地元（市）では、この出稼ぎ者を対象に、留守家庭や地元の情報に「季節労働者たより」として発行しているが、ここにも、季節労働者と出稼ぎ者という言葉の混同がみられる。

北海道の季節労働者は現在三十万人と言われているが、季節労働者固有の労働行政・対策もおこなわれている。

季節労働者数の多い建設業で雇用保険をかけている人数をみれば、(一九八八年度・道統計)

六月	二二九、六八八 人
九月	※二五三、六五六
十二月	一九七、二一七
三月	※ 九八、六七四

(※25・31※9・8115・5万人のうち、かなりの部分が季節労働者といえよう) ほか漁業、農業、林業でも被雇用保険者の季節労働者は大きい。

一九七七年の弱者救済を掲げた春斗に前後して、地域単位の北海道季節労働者組合と全道規模での組合協議会が組織設立されたが、その主な要求は、(一九八六春斗要求)

- 通年施工による雇用
- 月二十日以上稼働
- 年間八ヵ月以上の稼働
- 協定資金の順守

となっている。個々の労働者にとっては、地元で毎年確実な就労をすることが最重要課題である。

この北海道特有の労働者の存在は、歴史的、構造的に形成されたものである。建設土木は「囚人労働」の系譜をたどっているのだから、それ以外の例もある。

たとえば、北海道において大規模がとられていた明治、大正期に(小作制が一般化する前)、製糖資本が季節労働者を四月から十一月まで直雇用して農業労働にあたらせ、あとは解雇されるが、労働者は製糖会社の「社宅」から、めいめい自分で見つけた山仕事(昔は冬に伐出した)に通ったりする、という方式で昭和初期まで続き、このあと「小作制」に移行するというような例があった。

また、東大演習林には「林内植民」制度というものがあ、り「模範的皇国民山村」を標榜した「最盛期」には一千戸、農地約五千町歩の小作地をかかえていた。

「小作争議」の影響を受けた「危険思想・過激思想」を持っていないことが認められ入植が許可されると、夏は、「小作人」として大学から借りた農地を耕し、冬は、「出役義務」を背負った「労働者」として演習林の山仕事に出なければならなかった(昔は冬に山仕事、夏は盛業、今は夏に山仕事、冬は失業)。

現在の臨時「体制」もこういう過程を経て形成された。

「林内植民」という言葉にあらわれているように、もともとは、冬季の(一)林業季節労働者を確保・固定化するために、それだけでは食えない労働者に「小作農地」が貸し与えるということを出発したのである。北海道における小作一戸分は普通五町歩であるが、演習林では途中から急激的に四町歩にされた。

このような歴史を経て、北海道労働市場に「必要な」労働者として、季節労働者は構造的に形成されてきたと言える。

「囚人労働者」「タコ労働者」「朝鮮人労働者」「中国人労働者」とは異なるが、やはり下層の「季節労働者」は、北海道「開拓史」のなかに独自の位置をしめ、自然的な意味での季節性だけでは説明されない季節労働者である。

古くは困民党の闘士をかきまわったとされるアイヌの人たち、戦時中のアイヌ兵士と沖縄住民との交流、逃げてきた、タコ、労働者や朝鮮人労働者、中国人労働者をかきまわった貧農、解雇された「障害者」を暖かく支援した季節労働者、「現場」では弱い立場の人や年長者をかばう山谷の労働者、これらには見聞き、感動し、また、直接体験もした。

「中流が九〇％というなら、残りの一〇％の下層に依拠する」と語っていたN君のことが、しのばれる。

日本寄せ場学会からのお知らせ

1990年6月25日事務局(松沢)

1. 第4回総会は、さる5月19、20日大阪大学人間科学部(JR茨木駅下車)において開かれ、両日合わせて250名余の出席を見、盛会でした。金時鐘、土方鉄両氏ならびに山田・釜日労委員長の記念講演、富岡一郎氏及び松沢の研究発表、活動の報告と方針・決算予算・人事・規定改正などの協議と決定などが行われました。詳しくは7月1日発行の『日本寄せ場学会通信』を御覧下さい。また今年度から愛媛在住の高橋さんが会計を引き受けてくれることとなりました。

2. 別報のように昨年は特に会費納入率が極端に悪く、年報『寄せ場』第2号も創刊号ほどは売れず、結局ために10万円の赤字でした。今年は、山谷労働者福祉会館の家賃の支払いなどもあり、相当の支出が予想されます。蓄積の浅い本会としては収入は他にありませんので、寄せ場学会の存続を期待するのであれば、会費はきちんとお納め下さるよう是非ぜひ願ひ上げます。支払い方法はこういった形でも構いません。(何回かの)分割でも結構です(その年の終りまでであれば)。そういった事情ですので、89年までの会費まだの方は大至急お納め下さい。また、90年分の方も、宜しくお願ひします。

3. 年報『寄せ場』3号が、難産の末ようやく出来ました。医療の特集と寄せ場関係文献リストは、この学会でなければ入手できないものだと思います。会員の方には、現在進めている名簿の整理が済み次第別途お送りいたしますので、もうしばらくお待ちください。特にお急ぎの方は、事務局の方まで個別に申し出て下さい。定価は2060円で、会員頒価は1600円です。

4. 7月8日15時半から、名古屋・笹島近くにおいて日本寄せ場学会拡大運営委員会を開きます。場所は「名古屋働く人の家」(ph.052-682-5204 地下鉄伝馬町下車)です。会の基本に関することどもを決める予定ですので、どうぞ多数御参集下さい。

5. 関連のスケジュール

7月 7日14時-8日15時半 寄せ場交流会、「名古屋働く人の家」にて
(ph.052-682-5204地下鉄伝馬町)

14日(土)14:00~ 東日本支部例会(於東女大講堂会議室)
発表-都市論シリーズ第1弾;内田雄三「部落と街づくり」
(引続き大串夏見、高島直之、平井玄各氏等を予定)

15日夕方 山谷労働者福祉会館、上棟式!-現地にて
(ph.03-876-7073)

8月12日(日)前後 山谷、釜ヶ崎など夏祭り